

社会福祉法人 多摩棕櫚亭協会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第21条に基づく社会福祉法人 多摩棕櫚亭協会の理事・評議員・監事（以下役員等という）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員への報酬は、その地位にあることのみによって、支給しない。ただし理事会・評議員会・役員懇親会等の出席時には第3条1項に定める費用（交通費相当）を支給する。

2. 上記に関わらず、法人内部監査を行なう監事に対しては、定時評議員会で毎年上限額を定め報酬を支給する。この場合第3条1項に定める交通費は支給しない。

(支給額)

第3条 第2条1項に定める費用は、会議ごとに3,000円とし、交通費相当として都度支給する。

2. 第2条2項に定める監事への報酬は、定時評議員会で毎年支給基準を定め、都度支給する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の議決を経て行なうものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月14日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日より改定する。

この規程は、平成29年5月28日より改定する。